

保 育 所 の 概 況

令和2年4月1日現在

保育所名	北九州市立 徳吉保育所			施設長名	石本 由紀恵
所在地	〒803-0277 北九州市小倉南区徳吉東一丁目9番15号				
電話番号	093-451-5144	FAX番号	093-451-5144	認可年月	昭和54年4月
設置主体	北九州市		運営主体 (設置主体と異なる場合)		

建物構造	鉄筋コンクリート造 ・ 鉄骨造 ・ 木造 ・ その他()	2階建(階部分)
------	-------------------------------	-----------

建物延床面積	556.48㎡
--------	---------

利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号定員	/			52人 (53人)			52人 (53人)
3号定員				5人 (2人)	33人 (30人)		
開所時間	7:30	~	17:50	保育短時間の 受入時間帯	9:00	~	17:00
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)						

職員数	20人	内訳 : 施設長(1人) 保育士(17人) 調理員(委託業者2人) その他(0人)
-----	-----	---

施設の目的	<p>【施設の目的及び運営の方針】</p> <p>保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とします。また、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。</p>
運営の方針	<p>【保育の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭的でくつろいだ雰囲気の中で、子どもの様々な要求を適切に満たし情緒の安定を図ります。 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康を培います。 人との関わりの中で、人への愛情や思いやりの心、人権を大切にする心を育てます。 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり聞いたりする態度を養います。 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培います。 エコ活動を通して、様々な環境に関心を持ち、自然や物を大切にする心を育てます。 生命・自然及び社会の事象について興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培います。
保育の方針	

1日の過ごし方	0 ・ 1 ・ 2 歳の こども	<p>7:30 開所・登所 自由あそび</p> <p>10:00 おやつ</p> <p>11:15 給食</p> <p>12:50 ひるね</p> <p>15:00 おやつ 自由あそび</p> <p>17:50 降所・閉所</p>	3 ・ 4 ・ 5 歳の こども	<p>7:30 開所・登所 自由あそび</p> <p>10:00 あそび</p> <p>11:30 給食</p> <p>13:00 ひるね</p> <p>15:00 おやつ 自由あそび</p> <p>17:50 降所・閉所</p>

保育所名	北九州市立 徳吉保育所
------	-------------

年間行事予定	4月 入所説明会(入所・進級式中止)	10月 運動会・宿泊保育(年長児)・遠足 定期健康診断・お楽しみ会
	5月 親子遠足・シルエット観劇 定期健康診断・お楽しみ会	11月 芋ほり・焼き芋大会
	6月 歯科検診 保育参観・子育て講演会	12月 生活発表会・クリスマス会
	7月 七夕まつり・プール開き 卒園児招待(1年生)	1月 保育参観・給食試食会 お楽しみ会
	8月 なつまつり・プール大会・お楽しみ会	2月 豆まき・プラネタリウム観覧 保育参観・給食試食会
	9月	3月 ひなまつり・お別れ会 卒園式・修了式

各種保育事業の実施状況	<p>地域活動の取組</p> <p>【世代間交流】 地域の年長者の方と一緒に野菜作りを通して、交流を深めます。</p> <p>【異年齢児交流】 地域の小中学生と交流をすることで、憧れや期待する気持ちを持ちます。</p> <p>【育児相談】 地域の未就園児とその保護者を対象に遊びを提供したり育児相談を受けたりします。また地域の市民センターと連携して保育所ならではの遊びの提供をしています。</p>
-------------	--

利用の開始及び終了に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。
-----------------	--

実費に係る利用者負担金	<ul style="list-style-type: none"> ● 3・4・5歳児の給食にかかる副食費(月額 4,500円) → 給食のおかずやおやつにかかる費用を負担するもの。 ※ 3か月に一度、3か月分の納入通知書をお渡しします。退所により、副食費の払い過ぎが生じた場合には、還付手続きを行いますので、「口座振替依頼書」を提出してください。 なお、月途中で退所の場合は、日割り計算します。 ●日本スポーツ振興センター共済掛金(年額250円) →万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの。 ●保護者会費(月額300円) →親子遠足バス代、クリスマスプレゼント代、講師料などに使用するもの。 ●帽子代金(1,000円) →児童の健康を考慮すると必要なものであり、外遊びや園外保育時に使用するもの。 ●写真代 →運動会や生活発表会の様子を業者が撮影し、販売するもの。 ●年長児のみ お泊り保育 →児童福祉使用料(200円) 朝・夕食代(昨年度:1030円)
-------------	--

その他特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。 ● 保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 ● 事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。 <p>【非常災害対策】 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。</p> <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】 入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。</p>
---------	---